

領事官の行なう船舶法等の事務に係る処分又はその不作為についての審査請求に関する政令（昭和三十七年政令第三百九十四号）の一部を改正する政令
案新旧対照条文
（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>領事官の行なう船舶法等の事務に係る処分又はその不作為についての 審査請求に関する政令</p> <p>領事官の行なう船舶法第三十二条第一項、船員法第百三条第一項、船舶職員及び小型船舶操縦者法第二十八条第一項、海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律（昭和四十五年法律第百三十六号）第十七条の三第三項、船舶のトン数の測度に関する法律（昭和五十五年法律第四十号）第九条第一項又は国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律（平成十六年法律第 号）第十三条第三項の事務に係る処分又はその不作為についての審査請求は、国土交通大臣に対してするものとする。</p>	<p>領事官の行なう船舶法等の事務に係る処分又はその不作為についての 審査請求に関する政令</p> <p>領事官の行なう船舶法第三十二条第一項、船員法第百三条第一項、船舶職員及び小型船舶操縦者法第二十八条第一項、海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律（昭和四十五年法律第百三十六号）第十七条の三第三項若しくは船舶のトン数の測度に関する法律（昭和五十五年法律第四十号）第九条第一項の事務に係る処分又はその不作為についての審査請求は、国土交通大臣に対してするものとする。</p>